

第3回 彦根市行政評価委員会  
彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第3回 彦根市行政評価委員会		
日 時	平成 28 年 8 月 8 日 (月) 午前 9 時 00 分～午前 11 時 50 分	
場 所	彦根市役所 5 階 第 2 委員会室	
出席者	委 員	別紙のとおり
	市職員	市民環境部、教育部各関係課職員 〔事務局〕企画振興部次長、企画課職員
欠 席 委 員	池上委員、西川委員	

【開 会】

【委員会の成立について】

委員 8 人中、6 人が出席。半数以上の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第 6 条第 3 項の規定により会議は成立。

【事務局より資料の説明】

【112 市街地の整備 について振り返り】

評価点変更なし

有効性 16.2 必要性 16.2 妥当性 15.0 効率性 12.5

総括評価は、適宜、修正。

【132 公共交通ネットワークの整備 について振り返り】

評価点変更なし

有効性 16.2 必要性 16.2 妥当性 15.0 効率性 13.7

総括評価は、適宜、修正。

【211 文化・芸術の振興 について振り返り】

評価点変更なし

有効性 16.8 必要性 15.0 妥当性 12.5 効率性 12.5

総括評価は、修正なし。

#### 【143 資源循環型社会の構築 について振り返り】

評価点変更なし

有効性 16.8 必要性 18.1 妥当性 15.0 効率性 13.7

総括評価は、適宜、修正。

#### 【141 生活環境・自然環境の保全と創出】

市民環境部次長より施策の内容、平成 27 年度の取組内容及びその結果について説明

〔現状と課題〕

住宅地が商業や工業施設などに近く、近年、昼夜の騒音や悪臭等の環境問題が生じ、環境調査や相談調整などを行っておりますが、市民からの相談、苦情が年々増加し、広範多岐に亘っております。また、地域に生息する多様な生物などは、その地域の自然や社会的条件に応じて生息できる環境を保全していくために、自然観察会などを継続して実施し、市民の意識を高めていく必要があります。なお、外来生物によって、地域固有の生態系が侵食されてきており、自治会や市民団体と協働で駆除を実施しておりますが、外来生物は、量、生息範囲を年々増加、拡大してきており、対応に苦慮しているところです。

〔めざす成果〕

快適な生活環境の構築を目指すとともに、地域の生態系を守り、人と自然が共生することができるまちづくりを目指したいと考えております。

〔市が取り組む主要な事業〕

1 つ目の快適な生活環境の確保では、工場、事業所に対し、公害防止協定に基づく監視や県と合同での立入調査を実施したほか、水質、土壌等の汚染状況や騒音等の調査によって、公害防止の取組や環境保全の指導に努めるとともに、随時に公害防止協定の見直しを行い、環境リスクの低減を図りました。また、浄化槽設置整備に対する補助や、浄化槽法定検査の受検率向上に向けた効率化検査の取組を推進し、生活環境の保持に努めました。

なお、彦根市環境保全指導員による定期で継続した水質調査活動により、水質汚濁の状況把握を行うとともに、イベント等での生活排水対策に関する啓発により、市民の意識の向上を図りました。

2つ目の自然環境の保全と創出では、市の天然記念物であるオニバスの食害調査の実施や、市民団体による自然観察会の開催を支援したほか、特定外来生物および県指定外来生物の捕獲・駆除を行いました。

3つ目の環境意識の普及啓発および推進体制の整備では、広報やホームページでの各種活動紹介やプレスを活用した公表に努めたほか、環境学習プログラム（キッズISO）や出前講座の実施による環境学習を推進するとともに、市民環境フォーラムを開催いたしました。また、環境推進員（エコリーダー）や各種市民団体の活動を支援いたしました。

#### 〔指標による評価について〕

市民による水質調査員の人数という指標についてですが、水質調査員の養成講座を休日に開催するなど、志望者が養成講座を受講しやすくするなどした結果、平成27年度には、目標を達成することができました。しかし、調査員の高齢化もあり、今後、調査員の確保が課題となってくると考えております。

#### 〔行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について〕

まず、若者が参加しやすいシステムや行政がつくる組織改正の簡略化、大学等研究機関との連携についてのご意見については、水質調査員養成講座の休日開催などの結果、目標人数を達成したほか、環境推進員では、大学の環境サークルなどの参画を呼びかけました。このことから、後期計画の目指す効果に、市民、市民団体、事業者および市が連携、協働できる仕組みづくりと人づくりを推進する旨の一文を加えました。

次に、委員会での意見・質問のうち、1つ目の目標未達成の水質調査に関する作業の簡略化などの検討につきましては、作業内容がその要因ではありませんが、昨年度は、特定の学区で調査員が減少し、それを補充できなかつたため、目標値を下回ったものです。

2つ目に、環境保全員、水質調査員、環境推進員を分ける必要性と、大学やNPOなどの団体に任せる必要性については、環境保全員と水質調査員は、環境保全指導員連絡会議の会員となります。そのうち、水質調査に携わるのが水質調査員で、一方の環境推進員は環境啓発を実施する市民ボランティアです。このことから、それぞれの取組の目的や内容

が異なるため、市民の希望に応じ、それぞれ個別の活動を行っているところです。なお、これらの活動は、市民自らが取り組むことが理想ですが、参加者数の維持が困難であれば、大学やNPO団体等への委任も検討していく必要があると考えております。

3つ目の、水質調査参加指導者数や調査地点数の目標数値に対して、現状、不足していることへの対処については、養成講座を受講しやすくする工夫によって参加者数および調査地点数を増やしていきたいと考えております。

次に、妥当性および効率性が低い評価となったことに対する意見については、水質調査員のほか、既存の市民団体の高齢化とあわせて、新規会員の増加が十分でなかったことから、事業への取組も伸び悩む可能性が想定されることによるものと考えております。

最後に、担当課といたしましては、今後、市民団体の統合や大学・NPO等への委任など、これまでの組織・事業の見直しを図りつつ、有効に機能する仕組みづくりに努めていきたいと考えております。

〔委員長より、各委員に意見、質問を求める〕

○委員 佐藤 隆夫 氏

市の天然記念物であるオニバスの現在の状況はどうでしょうか。今年、烏丸半島や長浜のスポーツの森を見ても、その状況が大変悪いですが、オニバスにも影響があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○生活環境課 佐藤 隆夫 氏

彦根市のオニバスに関しては、彦根城のお堀や市役所本庁前で植栽しておりますが、今、しっかり葉をつけていまして、見たところ問題はありません。今のところ順調ですが、注意しながら見ていく必要があると思っております。

○委員 佐藤 隆夫 氏

水質調査員の人数は確保できたようですが、退職年齢が60才から65才に移行してきている中で、ボランティア的な人員を確保しようとするるとだんだん高齢化してきて、今後確保が難しくなっていくと思います。その辺りのお考えはいかがでしょう。

また、7月から8月は朝方でも気温が35度近くになり、高齢の方が調査員活動をするには厳しい気候であると感じます。調査作業をもう少し工夫して簡略化できないですか。

○生活環境課

できるだけ若い人を採用したいと思っておりますが、今年も60才以上の方が行動されています。イベントなどを通じて、若い世代にも提案していきたいと思っております。

○委員

苦情処理の件数が随分伸びていますが、平成23年度から27年度にかけて20件、55件、68件、93件、90件と、4年から5年で5倍ほど伸びていますが、その要因はどういったことですか。また、苦情の内容に何か特徴的なものはあるのでしょうか。

○生活環境課

例えば、エアコンの室外機の低周波騒音や、野焼きの問題です。もともと農用地で野焼きされていた場所も新興住宅地になり家が建ちます。しかし元々野焼きをされていた方は、残された農地で今までどおり野焼きをされます。そうすると新しく来られた方に野焼きをやめてほしいと苦情を言われてしまう事例があります。生活の様態が変わってきていることが原因で増えた苦情が多いと感じています。

○委員

それは、当事者同士で一旦話し合った後で苦情が市にくるのか、それとも、市に直接苦情を出されるのかどちらでしょうか。

○生活環境課

直接対応している中では、個人同士で話をするのは言いにくく、言ってしまうと、関係が悪くなってしまうので困る、でも改善はしてほしいということで、まず市に言ってこられるケースが多いです。

○委員

その場合、市が間に入って、何らかの策をとられるということでしょうか。

○生活環境課

基本的には、問題解決が最優先事項で市が動きます。しかし苦情先に行くと、「誰が言っているのか」と聞かれてしまい、市としては匿名でお願いするのですが、どう答えているのか、対応が難しいところがあります。その辺は工夫をしながら、どのような形でお伝えすればよいか考えながら対応させてもらっております。

○委員

苦情件数 90 件あるうち、どれぐらい解決されているのでしょうか。カウントされているのでしょうか。

○生活環境課

解決件数に関するはっきりした数字を即今はお答えできませんが、大体、7割から8割くらい解決していたと思います。残り2割から3割は、継続対応しています。例えば、悪臭の苦情をいただいたけれど、対応に向かった時には臭いはしなかったのもまた後日対応に行く事例や、野焼きの苦情をいただいたときにはもう燃えてなかったのも、また燃えているときにご連絡くださいとお願いする事例など、継続して対応しているものもありますので、数字的にはそのくらいの割合だと思います。

○委員

目標とする指標に対して、苦情への解決率のようなものを示すほうが、市民にとってはわかりやすいのではないかと思います。

○委員

外来魚の釣り人は増えていますが、キャッチアンドリリースのままの状況です。外来魚を陸から上げて捨てる過程になっていないと思うので、釣り人が増えてきていることを生かして、例えば釣り雑誌に載っているような魚拓を募集する策や、大きなブラックバスを釣った人を評価するとか、あるいは、釣った魚の数の多い人を評価するとか、そういう特集をされてみたらどうでしょうか。

○生活環境課

琵琶湖については、琵琶湖を管轄されている県が対策をされています。

例えば、大きなブラックバスを釣ったということは、釣りの業界では、評価されているようですが、駆除に向けて何か工夫の余地はあると思います。

○委員

図書館の前のお堀のあたり、結構たくさんの方が釣っておられるので、外来魚の特集など彦根市バージョンのものを作っていかれるのもよいと思います。

○委員

環境審議会や環境パートナー委員会が開催されてないということで、私は、評価を辛くしてしまったのですが、その辺りのご意見を聞かせていただけたらと思います。

○生活環境課

審議会が開催できていなかったのですが、9月の開催に向けて学識経験者の方などにしっかり審議をお願いしていきたいと考えております。開催に向けて段取りを現在行っているところであり、低い評価が出てしまっていることは当然のことだと解釈しております。

○委員

わかりました。そのような展望があるようですけれども、現状としては、過少評価で申しわけないですが、評価点数はこのままにします。

○委員長

他にご意見ありませんか。

ないようでしたら、委員会の評価にうつります。

まずは点数についての変更ございませんか。変更なしということですので、これを委員会の評価とさせていただきます。

総括評価について何かご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

○委員

苦情件数を指標として用いることに限界がある気がしますので、苦情解決率の話が先ほど出ましたので、ぜひ指標そのものの見直しについて検討いただきたいということを、努

力・工夫を求める点の欄に追加させていただきます。

○委員長

ほかにかがででしょうか。ないようでしたら、総括評価につきましては、本日の意見をもとに事務局で取りまとめをよろしくお願いいたします。

評価点変更なし

有効性 15.0 必要性 16.8 妥当性 11.2 効率性 13.7

【142 低炭素社会の構築】

市民環境部次長より施策の内容、平成27年度の取組内容及びその結果について説明  
〔現状と課題〕

地球温暖化の防止として、温室効果ガスの排出量削減が喫緊の課題となっております。本市の二酸化炭素排出量は、平成2年と比較しますと約8%増加となっており、ここ数年、横ばいで推移しております。本市としましても、「彦根市低炭素社会構築都市宣言」の理念に則り、引き続き温室効果ガスの排出削減のための行動を実践していかなければならないと考えております。

〔めざす成果〕

温室効果ガスの排出量の削減に取り組み、低炭素社会の実現を目指します。

〔市が取り組む主要な事業〕

まず1つ目の省資源・省エネルギー対策の推進では、小学校4年生から6年生を対象とした環境学習プログラム事業の実施や、学校および放課後児童クラブを中心とした環境出前講座の実施のほか、緑のカーテン栽培講習会や、同コンテストを開催し、省資源、省エネの促進を図っているところです。

また、公害防止と環境保全に関する協定を事業者と締結いたしまして、省エネの取組を推進してきたところです。

次に、2つ目の低炭素を意識したまちづくりでは、森林および保存樹木の保全などの緑



化の推進や学校での地産地消の推進をはじめ、バス路線の見直しなどによる公共交通機関の利用促進を図ったほか、リサイクルプランターやバイオディーゼル燃料（BDF）の利用促進を図ったところです。

#### 〔指標による評価〕

原子力発電の是非は別といたしまして、原子力発電による電力供給が減少し、火力発電が増えることで、二酸化炭素排出量は増加いたします。また、国の削減目標が見直されることや、指標に用いる目標値は県の推計値を採用することから、指標の算出方法が異なるため、目標値の見直しが必要となってくるものと考えております。

#### 〔行政評価結果に対する施策・事業への反映状況〕

まず、総括評価について、緑のカーテンやLEDの導入による電力使用量の削減などの取組を積極的に広報し広めていくことが重要であるという点につきましては、緑のカーテンの取組を広めること、また、LED導入施設での好事例を積極的に広報し、市民等が取り組んでいただけるようなきっかけづくりを行っていきたいと考えております。

次に、委員会での意見・質問のうち、市民共同発電についての効果的な事業継続につきましては、電力の買取価格が下がり、以前に比べて、事業着手の動機が弱まりつつありますが、これまでの取組事業を紹介するなど、市民の関心を高めていきたいと考えております。

次に、電力供給事業者選定の検討につきまして、電力契約は、年度ごとに供給事業者を選定しておりますが、省エネなどの観点を含め、総合的に検討していく必要があると考えております。

次に、省エネの推進に当たり、事例を掲載したガイドブックなどの広報についてですが、具体的な事例紹介は効果的であり、取組の見える化を図っていく必要があると考えております。

次に、市民共同太陽光発電の設置場所と効果についてですが、平成22年度に、森の子保育園に、24年度に旭森地区公民館に設置し運用されておりますが、当初の計画を上回る発電量であると伺っております。

次に、省エネルギー、第3のエネルギーにおいて効果があれば、他の公共施設への呼びかけ方を考えていくということにつきましては、太陽光発電をはじめ、風力や水力等の再

生可能エネルギーを利用した発電整備の設置の可能性も検討し、利用促進に努めていきたいと考えております。このことから、後期計画策定にあたり、再生可能エネルギーに関する技術開発や研究などの情報を収集・発信し、導入を促進する旨の一文を加えました。

次に、環境学習プログラムへの子どもの反応や学習効果、成果についてと、中学校、高等学校への展開についてですが、環境学習プログラムや出前講座への子どもたちの反応はよく、学習の効果があると認識しております。また、中学校、高等学校から要望があれば、その実施は可能です。

次に、省エネの取組についての専門性の導入については、本市が平成14年から平成26年までのISO認証取得時には、外部認証審査を受けております。また、平成27年度からは、本市独自の環境マネジメントシステムにより、大学の環境サークルによる審査を活用しながら、省資源、省エネに取り組み、一定の効果が得られていると実感しております。このことから、引き続き市独自の環境マネジメントシステムを運用し、経過を追っていきたいと考えております。

最後に、妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見としましては、二酸化炭素排出量の多くを産業部門や業務部門、運輸部門が占める中で、市民が日常生活において、低炭素に貢献できる部分は小さいため、効率性や妥当性が低い評価となりやすいのではないかと考えております。

〔委員長より、各委員に意見、質問を求める〕

○委員 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見のところで、二酸化炭素排出量の多くに産業部門などが多くを占めて、市民の日常生活上では小さいと書いてありますが、具体的には何%なのかわかりますか。

○市民環境部次長

産業部門の削減はテレビでも報道されたりして、大きく見えやすいのですが、市民一人ひとりとして考えてみると、例えば、こまめに電気を消して無駄な電気を使わない、水の使用量を減らすという環境への取組方法があると思うのですが、こういった個人の取組はなかなか数値化しにくい側面がありますので、そういった意味合いで小さいと表現をさせていただきました。実際、今、具体的な数字がなく、なかなか見えにくいものをどう見える

化していくか、という点は今後の課題だと思っております。

○委員

この文章を読んでいると、市民生活レベルにおける取組については、効果は小さいから、色々やってもしょうがないという風に解釈できるので、果たしてそういう姿勢でいいのかと思ひまして聞かせていただきました。

○市民環境部次長

効果が低く、数値が見えないから取り組まないということではなく、地道に活動していかないといけないと思っています。「使わない部屋の電気を消しましょう」とかテレビなどで言われておりますが、それが実際どのような効果として表れているのか具体的にピンとこない部分がありますので、その辺りをもう少し研究して、見える化に向けた努力をしていく必要があると思っております。

○委員

小学校の環境学習プログラムについての質問回答で、「近年、各学校において積極的な環境学習が実施されていることから、市への実施依頼数が減少しています」とありますが、小学校側として考えた場合、必要性がないと考えているのであれば、この環境学習プログラムは今後どうなっていくのか少し気になったのですが、いかがでしょうか。

○市民環境部次長

学校独自で積極的な環境学習を開催される機会が増えてきたことは、今まで我々が学校に出向いて、環境学習プログラムの活動をしてきたことに非常に効果があったと考えておりますので、即座にプログラムとしてなくすということではなく、引き続きやっていく必要があると思っています。ただ、状況に応じて、開催の仕方など当然見直していく必要がありますので、工夫の余地は感じております。

○委員

二酸化炭素排出量に関する質問回答で、市独自で排出量の把握が可能であるとありますが、それでいうと、先程委員の質問の内容で、家庭からどれだけ排出量があるかというこ

とは、算出できるのかと思ったのですが、どのような算出方法があるのか、お聞かせください。

○生活環境課

算出に関しまして、複雑な算式を組んでおりまして、それぞれの部門によって数を出して最後合算しているものと思いますので、家庭でどれだけ出しているかという数字は、当然出るものだと思います。

○委員

二酸化炭素排出量の多い産業分野に対して、どのようなアプローチをされていて、行政としてどのような取組をされているかお聞きしたいです。

先程の委員の意見と繋がってくるのですが、二酸化炭素排出量を指標としてあげていて、排出量削減が評価基準となっている以上は、それを下げる努力が必要ですが、先程の説明だと、行政としての取組は、効果の低い分野に対する活動しか行えていない気がしましたので、排出量の大きい分野にももちろんアプローチしないといけないのではないかと、いう素朴な疑問が出てきました。産業界へのアプローチが難しい、あるいは不可能である何かしらの理由があるのならば、指標については、行政がアプローチしていることに対する妥当な数字に変更して、行政としての取組によってこれだけの排出量を削減しています、ということを示さないといけないと思います。緑のカーテンなどによって効果が一定追いかけられる指標でないと、評価しづらいわけです。効果が上がっているかどうかわかりませんと言われてしまったら、何のためにやっているかわかりません。せめて緑のカーテンなり、草の根的な活動をされた結果によって、何かしら変わっているという部分が、目標数値や現在値として上がってこないと評価できません。そうすると、評価はもちろんずっと低くなってしまいます。せっかく行政としてされている事業があるので、その努力を効果的に示していれば、それがうまく見えるので、指標の検討をしていただきたいと感じました。

○委員

緑の募金で苗木を配布して植樹を勧められていますが、ふるさと納税に生かすことはできませんか。元々滋賀県や彦根市出身でなくても、他府県からでもふるさと納税の商品に

入れ込んで、他府県からでも植樹に来てもらうとか、そういうことはできないでしょうか。

#### ○生活環境課

緑の募金自体は、農林水産課で委託事業をしておりますので、直接生活環境課として関わっているものではないのですが、その辺も1つの案として工夫できる場所であると感じました。

#### ○委員

縦の仕事だけじゃなくて、横の繋がりでできる場所は、横の繋がりで知恵を出し合っ  
てやっていただけるといいと思います。

#### ○委員

中小・零細事業者にとって、省エネに係るコストは大きな負担になっていると思います。  
例えば、省エネというと、すぐにLEDに変えるという話になりますが、蛍光灯をLED  
にかえたら、それこそ何百万というコスト増になります。LEDに変えたことによる効果  
が実際どれだけあったのかを市で分析し、その結果をフィードバックされるとよいのでは  
ないかと思います。市が、講習会やセミナーなどで適切な指導をしないと、省エネとい  
っても実際何をしたいのか、雲をつかむような話です。見える化の問題については、専門  
家の知見を有効に集約して、民間企業などに積極的に公開していただきたいと思います。

#### ○委員

省エネなどについて、現実にはどのような効果があるのかということは、数字で測って  
も、難しいというのが、この事業、この分野の難しさなのだと思います。例えば、愛荘町  
ではリサイクルシステムをかなり細かく工夫してやっておられますし、近江八幡市の菜の  
花プロジェクトも、実際にどれだけの効果が上がっているかということよりも、持続可能  
な社会の地域モデルを上手にデザインして、取組内容を大きく発信することで、環境に配  
慮があり、関心が高い自治体だと市民や周辺に伝わっていく効果があると思います。劇的  
に二酸化炭素排出量を削減できなくても、彦根市として市民と一緒に取り組んでいる事業  
内容を見せることが、1つ大事な点ではないかと思います。例えば、緑のカーテンが彦根  
市内の様々な場所にあって、「彦根に来たら緑がいっぱいあるな」と思って帰っていただ

ければ、それだけでも十分環境に対する効果や意識の向上が図れると思います。二酸化炭素排出量の数値変動というハード面だけでなく、ソフトの部分での活動を市全体でやっていますという雰囲気づくりみたいなところで、行政としての取組イメージをシフトしていけば市民からの見え方や理解の仕方が変わってくるかと思います。

○委員

質問回答のところで、BDFの利用が限界に達したので、目標から除外しており、現在のところ、それに代わる取組もないとあります。思案中の状況等でも構いませんので何かありませんか。

○生活環境課

現在のところありませんので、これから見つけていこうという段階です。

○委員

各環境産業育成に関して、リサイクルプランターだけになってしまいますと、やはり評価が低くなってしまいますので、何か代わるものを提案していただけるとよいと思います。

○委員長

他にご意見いかがでしょうか。

ないようでしたら、委員会の評価にうつります。

まずは点数についての変更ございませんか。変更なしということですので、これを委員会の評価とさせていただきます。

総括評価について何かご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

先程委員の意見にありましたが、他の自治体などで積極的にやってらっしゃる事例があるのならば、新しい視点で大学等と連携されて、よい案をご検討いただくということも1つあるのかと思います。特に県立大学は環境科学部がありますので、何か良いプログラムを思案いただけるかと思います。

評価点変更なし

有効性 15.6 必要性 16.2 妥当性 13.7 効率性 13.7

### 【311 人権尊重のまちづくりの推進】

市民環境部次長より施策の内容、平成 27 年度の取組内容及びその結果について説明

#### 〔現状と課題〕

人権問題については、地域、学校、企業等で、人権教育や啓発活動の実施によって、着実に正しい理解と認識は浸透してきておりますが、いまだに部落差別をはじめ、女性や子どもなどへの人権侵害があとを絶ちません。このことから活動内容の一層の工夫や、市民の自主的で主体的な参画のための仕組みづくりと指導者の育成が必要です。加えて、相談体制や支援体制を整備し充実させるなど、彦根市人権施策基本方針の実現に向けた取組や啓発活動を行っていく必要があります。なお、部落差別の解決には、地域の状況や事業の実効性を的確に把握しつつ、住民交流の促進や教育・文化活動の推進、高齢者や障害者への福祉活動の充実などに努め、地域総合センターとして機能させていく必要があります。

#### 〔めざす成果〕

様々な人権問題が解決され、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざします。

#### 〔市が取り組む主要な事業〕

まず 1 つ目の人権意識の高揚では、市民や企業などを対象に彦根市人権教育研究大会などを開催したほか、地区ごとの人権学習会の開催をはじめ、講演会や事例発表会などを行ったほか、新たに開催した「人権のまちづくりフェスタ」では、多くの参加が得られました。また、市民向けには「人権啓発リーダー養成講座」を、企業向けには「次期人権啓発担当者養成講座」を開催するとともに、指導者の交流やステップアップの場として「人権啓発指導者研究会」を開催し、指導者の養成に努めました。

さらに、ヒューマンアクターや、各学区の人権教育推進協議会と連携し、人権のまちづくり懇談会の開催を推進したほか、「差別をなくし人権を尊ぶあなたとわたしの集い」や「差別をなくし人権を尊ぶ彦根市青年集会」の開催の支援を行いました。

次に、2 つ目の人権擁護の充実では、人権擁護委員の紹介や各種人権相談に係る相談窓口などの情報提供と併せ、相談員の資質向上に努めてまいりました。

次に、3 つ目の人権・同和対策の推進では、地域総合センターにおいて、地域住民の生活相談や職場などと連携した就労相談を実施するほか、経営相談室では、地域内の企業が

らの相談にも対応しました。

また、地域内外との交流による相互理解を深め、学力向上、生活習慣の確立や仲間・人づくりなどの取組として、東山会館では文化祭や各種講座の実施、自主活動学級の開催を、人権・福祉交流会館では、パソコン教室やグラウンドゴルフ大会の実施、また、高齢者・障害者などの介護予防やデイサービス事業のほか、夏季休業中の学童保育教室を開催しました。

次に、4 つ目の人権尊重都市の具現化では、彦根市人権施策基本方針に掲げる取り組むべき主要課題について、市内部での情報共有と連携をするとともに、市民や企業への啓発を図りました。

次に、5 つ目の平和・核兵器廃絶都市の推進では、8 月に、彦根ユネスコ協会との共催で、「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」の開催を、イベントとして、ひこね児童図書研究グループの協力で、戦争と平和についての「楽しいおはなしのつどい」を実施いたしました。

#### 〔指標による評価〕

「人権市民のつどい」は参加者数が伸び悩み、参加者の固定化を招いたことから、平成 27 年度は講演会に加え、様々な人権課題を学習体験できるフェスタ形式を採用いたしました。このことで、今まで参加のなかった機関や市民団体との連携が可能となり、幅広い世代の参加が得られるようになったことから、今後は各関係団体と協働することにより、最大限の効果が表れるよう、工夫し取り組んでまいりたいと考えております。

#### 〔行政評価結果に対する施策・事業への反映状況〕

まず、総合評価にあります、社会情勢が変化する中で人権施策への取組内容や実施方法の見直しが必要であるというご意見についてですが、フェスタ形式で実施した「人権のまちづくりフェスタ」はこれまでになく若い世代からの参加が多く、全体として 1,500 人もの参加者を得られたことは、大きな成果だったと考えております。また、地域総合センターの事業は、根気強く継続していく事業であり、長期的に効果を検証していきたいと考えていることから、現時点での見直しは行わないこととしています。なお、地区別人権研究集会では幅広い参加が得られるような工夫や、地域ごとに特色ある集会の開催に努めるとともに、丁寧な案内・周知に努めていきたいと考えております。



このことから、後期計画では漠然とした目標を目指すのではなく、より具体的な目標を明示することとしました。また、地区別人権教育研究集会は、地域ごとの人権研修の場として定着していることから、現在の開催手法により継続的に実施していきたいと考えております。

次に委員会での意見・質問のうち、人権侵害は被害者からSOSが出しにくいことから何らかの対策が必要ではないか、というご意見につきましては、相談機関一覧表を作成し、聞き取りをした課題を適切な相談機関につないでいくとともに、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会が開催する相談機関交流会に協力し、相談機関同士の連携強化を進めております。

このほか、基本計画では、市民が安心・信頼し、気軽に相談できる体制や、支援体制の充実に向け、国や県等の専門機関と密接な連携を図っていききたいと考えております。

次に、市民意識の調査について、10年に1度という期間は適切と判断するか、というご意見については、県が実施する意識調査と、本市の調査では結果に大きな差異が生じるとは考えにくいことなどから、県の調査をもって、本市の調査に代えたいと考えております。なお、今後効果を計るための仮説を立て、その検証を行うための調査が必要となる場合には実施を検討していきたいと考えております。

次に、「人権市民のつどい」の参加者固定化の認識とその対策についてですが、人権課題が市民自らの課題と捉えられていないため、自らの学習意識につながってこないものと考え、平成27年度から人権問題に触れる機会づくりと、自らの課題として捉えるきっかけとなるよう、フェスタ形式の啓発事業を導入したところです。様々な人権問題が個々人の感性や情操に訴え、日常生活に生かされるよう意識の深まりや、自らの生き方に係る問題として受けとめられるように、内容の工夫を図ります。

次に妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見ですが、妥当性については、幅広い人権教育・人権啓発を展開するためには、市民の自主的・主体的な参画を促進する必要があることから、市は人材の育成とともに、活動支援が必要であると考えています。また、効率性については、今なお様々な人権侵害が発生しており、インターネット上での差別の拡散やヘイトスピーチなど新たな形での差別事象も発生しております。解決に向けては、地道に根気強く取組を継続していく必要があり、事業効果が早急に現れる類のものではありませんが、市民ニーズを踏まえながら適切な事業展開を図っていききたいと考えております。

最後に担当課として、解決に向けた地道で根気強い取り組みを継続していくには、市民の自主的、主体的な参画による盛り上がりが必要ですので、本市としてその活動の支援とともに、気運の醸成を図っていくことが重要であると考えています。具体的には、地域での人材育成や企業での取組とあわせて、人権問題を自らの課題として意識してもらうための啓発活動を工夫してまいりたいと考えております。

〔委員長より各委員に意見、質問を求める〕

○委員

「人権市民のつどい」を「人権のまちづくりフェスタ」に変更して参加者が増えたとのことですが、フェスタの内容について、前の事業とどういった点について変更されたのかお聞かせください。

○人権政策課

「人権市民のつどい」は、テーマを設け、講演会を開催しておりました。「人権のまちづくりフェスタ」は、講演会は講演会で行うのですが、そのほかに、福祉や国際交流関係などの多くの団体に企画から運営まで携わっていただき、フェスタ当日も各団体がコーナーを出して、自分たちの団体をPRされる場を、また団体同士の交流や団体の発表の場を設けました。

○委員

直接、人権課題に向き合ってきた組織が、どういう内容で、どういうことを提示するのかを自分たちで企画したということですか。

○人権政策課

はい。どういったコーナーを設けるのか、企画会議を何度か行いました。

○委員

今後も、この新しい形式で続けられるのですか。

○人権政策課

はい。今年9月に滋賀県のフェスタと合同開催となります。

○委員

そもそもフェスタ形式に変えていこうという動きは数年前からあったのですか。

○人権政策課

そうですね。やはり参加者が固定化しており、民生委員・児童委員や人権擁護委員へ動員をかけて参加いただいていたのが現状でした。自主的に来ていただいて深めていただくのが1番の目的ですので、動員ではなく、人が集められるような内容に変更していくことを数年前から考えておりました。

○委員長

質問一覧に、人権学習会を実施していない自治会が固定化されていて、その内の70%、28自治会が複数年にわたって実施されていないと回答されていますが、こういう自治会について、行政としてはどのような対応をされたのか、あるいは今後どのような対応をしようとしているのかをお話しいただきたいと思います。

○人権政策課

あくまでも市の考え方としては、地域住民の自主的な取り組みについてお願いをしているところですが、それでもなかなかしていただけない自治会があり、1つの手段としては、5月の自治会長会議や自治会長だよりに人権まちづくり懇談会の開催をしてくださいという資料を入れています。また、自治会長さんも1年ごとに変わられたりして、前年の行事をこなしていくというのが精いっぱいだというご意見もあるのですが、各学区にはヒューマンアクターという方がおられまして、自治会長さんに働きかけをお願いしているところ です。

○委員長

私の住んでいる自治会も自治会長が毎年変わりますので、人権学習会をするためには講師の方の選定が難しいということで、一覧表を作り、そこから選んでいくのですが、難しい人権学習をされる先生ではなく、人権の歴史とかそういう形式的な分野を選ばれる自治

会が非常に多いと聞いています。彦根市でも一覧表を作り、講師を選定しておられるのですか。

○人権政策課

はい。講師リストというものがありますので、各自治会が希望されるテーマに応じた講師の方をご紹介します。

○委員

行政評価委員会で議題にあがる他のイベントなどで集客にかなり苦労しているという話を担当課からよくお聞きします。そんな中で、担当課が色々な工夫をされて、前年に比べて集客が上がったことは素晴らしいことですし、他の事業ともいろんなタイアップができる可能性があると思います。今後もっと広げていただきたいと思いますし、ぜひまた頑張ってくださいと思います。

次に、質問ですが、WAっとねすグラウンドゴルフ大会開催事業やパソコン講座は、同和地区と周辺地域との交流を目的とするとありますが、実際の参加者の状況がかなり変わってきていて、事業の趣旨から外れているような記述があります。本来の交流促進がされていないようにも受け取れるのですが、このあたり実際にはどのように認識をされていて、今後どのような事業展開を考えておられるのでしょうか。

○人権・福祉交流会館

グラウンドゴルフの構成的には、20 チームのうち 2 チームが区内から参加されており、あとは近隣の地域などから広域的に参加されておられます。わいわいと色々なお話をされながら楽しくやっただけなので、交流という効果はあると体感しております。

パソコン教室につきましても、9 回開催しておりますが、9 回のうちエクセル 3 回、ワード 3 回、インターネット 3 回という形で、それぞれ 3 回目には人権講座を行います。例えば、私が担当した回の場合、子どもの人権・児童虐待について、「こういう症状の子どもを見かけたら、児童虐待が疑われるので通告してください」ということを、講座の中でお話ししています。区内の方と地区外の方との交流、なおかつ人権講座を受けていただいているので、一定の趣旨に沿ったものと考え、今後も続けていきたいと思っています。

#### ○委員

もちろん今ある事業の意味があるかないかといえば、何かしら一定の意味があるというのは確実ですし、少なくともそこに人が集まって来れば、会話が生まれて交流があるといえはありますが、そもそも事業が始まった趣旨に沿って実現に向かっているかという指標で見たときに、単純に参加者のパーセンテージで見ても同和地区の方よりもそうでない別の方たちがかなりの比率で集まっていて、同和地区の方たち用に枠を作らないといけなのではないかと、試行錯誤はされているのだと思いますが、参加者の推移や状況を見ると、何となくこの事業を継続することが目的化していないか、という懸念を感じます。元々の事業の狙いや目的が達成できているかの評価をすると、やや下がってきている認識をしているので、ただ続けていくのではなく、交流が目的であるならばそれが促進されるような取組内容に修正しながら継続していただきたいと思います。

#### ○委員

参加される側の方は、一般のレクリエーションとの違いは意識して参加されているのでしょうか。

#### ○人権・福祉交流会館

参加者の意識まではわかりませんが、一般の会館で開催される教室は、パソコンの勉強しかやらないですが、こちらの事業の教室は人権講座をさせてもらっているので、そういったところで内容の差別化を図っているところです。

#### ○委員長

他にご意見ありませんか。

ないようでしたら、委員会の評価を決めたいと思います。

まずは点数についての変更ございませんか。変更なしということですので、これを委員会の評価とさせていただきます。

総括評価については、各委員さんのご意見、本日の委員会での意見等を踏まえて、事務局で調整お願いいたします。

評価点変更なし

有効性 17.5 必要性 17.5 妥当性 14.3 効率性 15.0

#### 【345 医療保険事業の充実】

市民環境部次長より施策の内容、平成 27 年度の取組内容及びその結果について説明

#### 〔現状と課題〕

国民健康保険制度は他の医療保険と比較して高齢者や低所得者の加入割合が高いなど構造的な問題があります。このため収納率の向上とともに、健康づくりや生活習慣病の予防対策などにより医療費の抑制を図るなどの対策を実施し、健全な運営にすることが求められます。

次に、後期高齢者医療制度は滋賀県後期高齢者医療広域連合の一員として、その業務を行っており、広域連合と連携した保険料の公平な賦課・徴収に努めていく必要があります。

次に平成 27 年 5 月に「国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から各市町に変わり、県が財政運営責任主体となることを受けまして、移行に向けた具体的な協議が県を中心に現在進められておりますが、本市としましても、よりよい制度となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医療費の高騰や医療技術の高度化により、医療費負担が増加する中であって、重度心身障害者や低所得高齢者、ひとり親家庭などの人々の負担軽減策として、福祉医療費助成制度の継続的・安定的な運営に努めてまいりたいと思います。

#### 〔めざす成果〕

国民健康保険制度は国民皆保険制度として、市民の医療を確保し、健康の保持・増進が図られるよう健全な運営を目指し、そして後期高齢者医療制度においても、制度の啓発に努めるとともに、制度の安定運営を図り、高齢者が安心して医療受診できる環境づくりを、また、重度心身障害者や低所得高齢者、ひとり親家庭の人々が経済的な不安を抱えることなく安心して医療が受けられる環境づくりを目指します。

#### 〔市が取り組む主要な事業〕

まず 1 つ目の保健事業の推進については、特定健診の受診勧奨や人間ドック等の受診費用の一部助成などにより、被保険者の健康の保持増進に努めました。また、健康・医療情報のデータ分析により、健康課題を明らかにし、より適した保健事業を実施するための

彦根市国民健康保険データヘルス計画を策定しました。

次に、2 つ目の保険料収納率の向上については、保険料収入を確保するため口座振替払いの推奨やコンビニ納付などの納付環境の整備を図りました。また、初期末納者に対し、早期の電話催告の実施や、短期被保険者証等の活用による納付指導や納付勧奨を実施するほか、資力のある滞納者には差押等の滞納処分を実施し、収納率の向上に取り組みました。

次に、3 つ目の医療費の適正化の推進については、レセプト点検調査を実施し、重複・頻回受診者を把握し、訪問指導を、そしてジェネリック医薬品の普及・啓発として、差額通知による医療費の抑制を、また無資格受診者の返納金請求事務の徹底や、保険者間で調整事務を行い、医療費の適正化に努めてまいりました。

次に、4 つ目の制度に対する広報・説明の充実については、国民健康保険に新規加入された人へのパンフレットの配付、広報ひこねや市のホームページでの制度解説を行ったほか、保険証更新時には保険証の有効期限の案内や特定健診の案内等の情報提供を行いました。

次に、5 つ目の医療費の自己負担金の一部助成については、乳幼児、重度心身障害者（児）、低所得の65歳から74歳までの老人、母子および父子家庭、ひとり暮らし寡婦の保険診療自己負担分（老人の自己負担分を除く）および重度心身障害者（児）、同老人の通院医療費（保険診療、公費負担分を除く自己負担分）および重度心身障害等老人の一部負担金を助成しました。また、併せて市単独事業として、乳幼児、身体障害者（児）、65歳から74歳までの老人の保険診療費自己負担分（老人の一部負担金を除く）および重度心身障害老人等の一部負担金を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図りました。なお、平成26年度からは、70歳から74歳までの医療費の自己負担割合が段階的に本来の2割負担となることに伴い、これまで65歳から69歳までを対象とする老人医療費助成の見直しを行い、対象年齢を65歳から74歳までに拡大し、助成を行いました。

また、子ども医療費助成として小中学生の入院医療費の助成を行いました。

#### 〔指標による評価〕

特定健診を受診しない人が男女ともに40歳代が最も多く、その理由として、受診できる時間がない、面倒だという意見が多いことから、積極的な受診啓発の実施、土日祝日の健診実施の検討や、受診者アンケートによる意向の把握を行い、受診しやすい環境づくりに取り組み、受診率の向上に努めていく必要があると考えています。本市のデータヘルス

計画の分析結果によると、生活習慣病の罹患者のうち、健診未受診者は 47.5%を占め、また各医療機関で実施する個別健診でも受診割合は他市町と比較しまして、低位となっているのが現状です。このことから、市民の健康を保持し、医療費を抑制するためにも、医療機関との連携を深め、治療中罹患者の情報共有をはかり、個別健診の受診率を向上していくための検討が必要であると考えております。

〔行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について〕

まず、総合評価で、国民健康保険の健康保持増進や、保険料の収納率向上を目的とした事業は、市民への周知が重要であり、目標未達成の事業見直しが必要であるというご意見につきましては、平成 25 年度の特定期健診実施回数 38 回であったものを平成 26 年度には 40 回実施し、平成 27 年度には 44 回実施したところです。また、特定期健診未受診者への受診勧奨通知とともに、在宅保健師による電話勧奨を行ったほか、生活習慣病で治療中の方へは案内文を送付し、医療機関を通じての情報提供を促進いたしました。

なお、特定期健診の受診率は平成 26 年度の 29%に対し、平成 27 年度には 31%と 2 ポイント上昇させることができましたが、さらに工夫を重ね、目標値達成を目指していきたいと考えております。

こういったことから、後期計画ではデータヘルス計画に基づき、特定期健診の受診率の引き上げを重点事項といたしまして、PDCAサイクルによって、より効果的な受診勧奨事業を実施していきたいと考えております。

次に、委員会での意見・質問のうち、国保事業について、保健・福祉等の関係機関と連携し、市民の健康づくりを主体的・活発的に行ってほしいというご意見につきましては、健康推進課と連携し、特定期健診とがん検診を合同実施し、受診者の利便性の向上を図りました。また、平成 28 年度は、出張型集団健診のほか、KKCウェルネス彦根と契約して、特定期健診とがん検診を同時受診できるようにし、受診者の待ち時間の短縮と、受診機会の増加を図りました。そのほか、近江鉄道電車やバスへの広告掲載などによる健診受診啓発を協会けんぽや東近江圏域の市町などと連携し、より広域的に行いました。このことから、後期計画では、保健事業の実施に当たっては、関係機関とさらなる連携とデータヘルス計画を基本に、PDCAサイクルにより、評価・改善し、さらに効果的な事業展開ができるよう計画の見直しを図っていきたいと考えております。

次に、ジェネリック医薬品の効果の検証と、市民のみならず関係機関への啓発や広報が



重要というご意見については、年2回のジェネリック医薬品差額通知書の送付と、窓口や健康診査会場でジェネリック医薬品希望シールを配布するなどの啓発を行ってきました。その結果、平成27年7月通知分で効果確認を行った6ヶ月間において、累計で、約157万円の軽減効果があったところです。

また、啓発や広報については、全戸配布の「いきいき健康ひろば」での広報や、医師会等へ協力依頼を行っているところではありますが、この事業は後発医薬品の特性の周知を第1の目的としており、先発医薬品の効用や副作用との差異を医師や薬剤師と相談され、理解されたうえでご使用いただくものです。

このことから、後期計画では後発医薬品の使用を強制するものではなく、後発医薬品の効用や副作用を十分に理解されたうえでご使用いただくものであることから、ご利用に際して、誤解を招くことがないように注意して啓発していく必要があると考えております。

次に、勧奨通知を2回と増やしたにも関わらず特定検健診の受診率が微減となったことについては、特定健診の受診率の向上策として、平成27年度は未受診者への受診勧奨通知のほか、在宅保健師による電話勧奨、生活習慣病で治療中の方に案内文を送付し、医療機関を通じた情報提供を推進してまいりました。

また、集団健診の実施回数を増やすなどによって、特定健診の受診率が平成26年度の29%に対し、平成27年度は31%と2ポイント上昇させることができました。

なお、平成28年度は、KKCウエルネス彦根での集団健診の実施や、ラッピング電車等による受診啓発のほか、大型商業施設（ビバシティ彦根）での健診実施などによる受診機会づくりなど、受診環境の充実とともに、医療機関での個別健診の受診者増を関係機関と連携し推進していきたいと考えております。

このことから、後期計画では、データヘルス計画を基本に、効果的で効率的に事業を展開するとともに、PDCAサイクルによる事業展開を図ってまいりたいと考えています。

最後に、妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見ですが、妥当性については、データヘルス計画に基づき、効果的で効率的に事業を展開するとともに、PDCAサイクルによる事業展開を図ってまいりたいと考えております。

また、効率性では、データヘルス計画に基づき、効果的な事業実施を行い、毎年度、事業評価・事業内容の見直しを実施することで、より効率性のよい事業となるよう見直しを図ってまいりたいと考えております。

〔委員長より各委員に意見、質問を求める〕

○委員 素朴な疑問ですが、医療費の増大を抑制するために特定健診の受診率を上げるということを目標にされていますが、受診率が上がると、実際どのくらい医療費が減少するのでしょうか。

○保険年金課 健診受診率が上がれば、具体的にいくら医療費が減るということを示す数値は出しておりません。

※実際の効果を示す数値としてはなかなか捉えにくい部分がありますが、健診受診によって生活習慣病予備軍の時点で疾患を発見して、早めに対策を打ってもらうことによって、医療費増大を防ぐという理解をしていただければと思います。

○委員 年配の方が健診を受けると、大体精密検査になるのですが、どの程度精密検査をやっておられるのですか。負担増となりませんか。

○保険年金課 国で定められた検査以外に前年度の検査結果の状況によつて、心電図や眼底検査を精密検査として取り扱っております。大体人数としては200人弱が対象となっておりますが、当然おっしゃるように、健診自体の受診率を上げれば上げるほど再検査料が上がっていきますし、費用負担増となりますが、早目に病気を見つけておくことで、大きな病気になってしまう前に対処することを目的としてやっておりますので、一旦はお金がかかるというのは否めないと思っております。また、その方が最終的にはもっと高額な医療費を使うほどの病気にならないために、長期的に健診を受けて健康管理をしていただきたいという考えであり、全国的にも同様であります。

○委員 ということは、費用を抑えるということではなくて、市民の健康を守りますということが重要なのではないのでしょうか。

○保険年金課

長期的なスパンで考えると、早期段階で病院に行っていただいて、完治いただくことが医療費削減に繋がり、保険者としても1番ベストだと思っております。

○委員

命に関わる問題ですので、どうしても費用というよりは、健康保持のほうが大事なのではないかと思いました

○委員

特定健診の受診率の推移を各年度で見て、平成23年度から27年度にかけて数値が29.6から上がったたり下がったりしていて、単純にこの数値だけを見ると、受診率上昇のために色々新たな事業を展開されていたとしても、結局これは誤差の範囲とするならば、5年間の取組成果への評価が厳しくなってしまう可能性があり、あまり効果が見られなかったと認識してしまいます。平成23年度から27年度までの数値を見て、担当課としてどう自己評価されたのかを聞かせていただきたいです。

○保険年金課

特定健診対象者のうち、病院で治療中の方が50%近く存在しています。この方たちも健診未受診者となり、勧奨通知は送付しておりますが、あえて健診を受けなくてもすでに通院中であるため受診が必要ないと病院が判断した場合、こちら勧奨し続けることはないので、この方に対して受けていただくのは難しい状況にあります。残りの50%の内訳としては、通院中でもなければ健診も受けていない方が23.5%おられ、あとはこれまでは定期的に通院中を受けていただいている方々ですので、逆に言うと、急激に受診率が上がることは見込めないという実情もあり、通院中でもなく健診も受けていない23.5%の層に対して何か効果的な方法がないかということを考えているところです。

○委員

今の説明をしていただければ内容はよく理解できますので、それならそれで、そのような対象者に対してこういう努力をした結果、受診率をこれだけ上げることができた、とい

うような指標の見せ方をしていただけると良いのではないかと思います。単純に全体の健診受診率だけで我々が施策の評価をしようとする、低い評価となってしまいますので、事業を展開していこうと考えておられる対象の範囲が特定されているのであれば、その人たちの中から受診や通院に結びついた率などの推移をぜひ取っていただきたいです。その数値でもし右肩上がりの結果が示せれば、行ってこられた事業について十分な効果があったのだと判断できます。我々も何が問題なのかということを知りたくて、共有したいと思いつながりやっておりますので、ぜひそのあたりがわかるように協議していただければ良いのではないかと思います。

#### ○委員

未受診の方が彦根市は多いのですか。

#### ○保険年金課

彦根市は他市と比べて受診率が低い状態にあります。健診には集団健診と個別健診の2種類あり、集団健診は市が地域の公民館や体育館で実施する健診で、個別健診は医療機関での健診になります。他市と比較して、集団健診の割合は低い数値ではないのですが、個別健診の割合が低い状態です。集団健診をやっていない自治体もある中で、彦根市は実施しているにも関わらず、受診率が一番低いという状況です。地域性もあるとはいえ、医療機関での受診率上昇に向けて何か働きかけていく必要があると思っております。先ほど50%の方が治療中と申し上げましたが、治療中の方でも当然健診を受診していただくこともできます。病院の医師が受診の必要がないと判断されることもあるのですが、健診結果による市民の健康状態に関するデータが集まれば、彦根市での顕著な傾向が把握でき、それに向けて今後の市の健康増進事業として効果的な対策を考える有益な情報として利用できますので、医療機関からも健診を勧めてもらえるように策を考えていきたいと思っております。

#### ○委員

彦根市の受診率が低いというのは、今おっしゃられた話だと、中身を分析すると低いわけではないということですか。集団健診をやってない市町もあって、でも全体的なデータ比較をすると、彦根市が低いということですか。

○保険年金課

医療機関での健診が少ないことが本市の特徴です。このことに関しては、医師から「あなたは受診しなくていいですよ」と言われることがあるようです。医師からすると、この患者の病状については担当医で把握しているから大丈夫というような考えがあるのはもっともだと思います。

○委員

市によって、病院側のお医者さんの認識が違っていると、その数値が本当に正しい比較かどうかかわからないですね。医療関係者の中である程度基準があって、受診すべき人とそうでない人が明らかな状態で、市町間でデータを比較した結果、彦根市が明らかに低いというのであれば、彦根市はもっと力を入れなければいけないのでしょうか、その辺り、データとしてアバウトだなと思って、お聞きしました。

○保険年金課

そうですね。

○委員

米原市では、市民個別にお会いして受診勧奨されているようなので、その差が出たのかなと思いました。そのあたり見解はいかがでしょうか。

また、長野県はみそ汁の塩分データを1軒ずつ取りに行って、塩分の摂取が高かった状況が改善したということを知ったことがあります。やはり電話勧奨でなくて、個々に訪問して「あなたはこれだけ大変ですよ、病気をしたらこれだけお金がかかりますよ」と直接呼びかけていかないと心に響かないのではないのでしょうか。受診するのが面倒くさいという方が多かったと認識されているのならば、その面倒くさい方に向けてどうするかを考えていくべきではないのでしょうか。

○保険年金課

今年度事業において、3年連続で健診未受診の方で、かつ通院もされていない方に対する受診勧奨を含めたアンケートの実施を考えております。なぜ健診に行かないのか、を問い、例えば、お金がかかるから、時間がないから、今は健康だから、など、健診受診しな

い理由を把握したいと考えているところです。

訪問による受診勧奨は、効果的な部分もあるかもしれませんが、実施するには保健師の手を借りないといけないという部分もありますので、現時点では考えておりません。

あと、長野県のみそ汁の塩分調査については、当然地域によって健康状態も違いまして、塩分を取り過ぎているところもあれば、糖分を取り過ぎているところもありますので、同じことをやれば同じ結果が返ってくるわけではないため、全国的な流れとしては地域ごとのデータヘルス計画の策定となっております。本市のデータヘルス計画では、高血圧や脂質異常症患者が多い傾向にあるという結果があり、それに対する保健指導を今年始めているところです。健診の受診率が上がれば上がるほど、より本市の特徴が掴め、市独自の事業が定着していきますので、まずは受診率を高めていくことが重要だと思っております。

#### ○委員

担当課として仕事がたくさんあって、これ以上仕事を増やせないかもしれませんが、健康推進員さんなど市民の力も借りて、未受診者への接触の仕方、勧奨の仕方に関して、直接呼びかけていくのが効果的なのではないかと思えます。

#### ○委員

国民健康保険事業（一般管理経費）の平成 27 年度事業の結果の内容に対しては、どのように捉えたらよいですか。

#### ○保険年金課

国民健康保険は、そもそも社会保険に入っておられない方が加入される保険で、ご自身が会社に就職されたり、ご家族の扶養に入られたりして、社会保険に加入したことを申し出ていただくことで、国民健康保険の資格が喪失することになります。しかし、まれではありますが、資格が喪失したにも関わらず、その国民健康保険証で病院受診されるケースがあります。この場合は、医療機関から請求があっても、正しい保険者に請求されるよう請求を医療機関に返戻する点検業務を行っています。それ以外に、診療報酬明細の内容を点検する業務があります。投薬してはいけない薬はないかや、そもそも当該医療行為に対する医療点数が間違っていないかなどを国保連合会が点検します。医療機関が請求してきた内容をそのまま鵜呑みにして医療費を支払うのではなく、中身を見て、正しい請求、正

しい医療行為なのかを点検していくものです。それに対して、正しくないと判断できたことについては、過誤調整させていただくことで、一定の財政効果が表れております。

○委員

財政効果額は本来あるべき数字から見て、1,958円というのは妥当なのですか。

○保険年金課

全体の集計が出されてはおりますが、今、手元に資料はありません。おそらく高くもなければ低くもない状況であったと思います。

○委員

わかりました。

○委員

ジェネリック医薬品普及についての回答が、前回に比べて慎重な記述になっているような気がするのですが、何か状況の変化があったのでしょうか。トラブルが発生しているのでしょうか。

○保険年金課

ジェネリック医薬品に変更してよいかは医師の判断による場所があります。例えば、症状が落ちついている患者に対して医師がジェネリック医薬品には変えないと指示をしたら、患者自身が「お薬代を安くしたいからジェネリック医薬品に変えてほしい」とおっしゃられても、調剤薬局だけの判断で薬を変更することはできないこととなっております。ジェネリック医薬品に変えたいと思われる方もいれば、ジェネリックに変えたことによって症状が悪化するリスクを考えて、変えないと判断される方もおられますので、症状悪化があった場合の責任も取れない状況でジェネリック医薬品を勧奨するのはどうか、というご意見をいただいたこともあって、保険者としては、使用を強制するものではなく、「ジェネリック医薬品に変えた場合、これだけお安くなりますよ」という情報提供としてジェネリックの特性を周知することを第一目的とさせていただいています。

○委員

さきほど、環境の施策でも意見を出させていただきましたが、目標値・現在値と数字を浮かべながら事業をされることももちろん大事なことです。もう少し考え方を転換してみるのもよいのではないかと考えます。例えばさきほど委員がおっしゃった長野県のおみそ汁の話も、正直その調査を彦根市でしたところですぐに何かが変わるわけではないと思います。だけど、そこに着目してこういう施策を展開しましたとなると、こんな面白いことをやっている、ということが市民にも、外の人にもアピールできます。だからそういう意味で言うと、もちろん基礎データとしての指標はすごく大事ですが、彦根市独自の施策に取り組むことも大事で、ハード事業を維持していくと同時に、ソフトな面での事業も必要だと思います。これはあくまでも僕の意見で、思いつきですが、たとえば、彦根醤油という塩分控え目な醤油を作り、全戸配布し、市民みんなでその醤油を使い、彦根市では市全体で減塩に取り組んでいます、というような姿勢を作ることで、市民の意識を変え、彦根市としての取組を見える化する1つの手段に繋がるのだと思います。健診の受診率を上げるとか、医療費を抑制するとか、数字の観点ばかりでは限界が来ていて、それこそ5年間の取組みを通して、なかなか数字があがってこないのは、ある意味やむを得ない部分もあると思い、少し視点を変えた取組を行っていただきたいと考えます。

○委員長

ほかによろしいでしょうか。

では無いようでございますので、委員会としての評価をしていきたいと思っております。事前に提出していただいております点数で、変更等ございましたら、お願いします。

○委員

妥当性5を15にします。

○事務局

平均点14.3が、15.6になり、評価は「やや低い」から「やや高い」に変更です。

○委員長

続いて、委員会としての総括評価についてご意見お願いいたします。



○委員

「努力・工夫を求める点」について、指標の見直しや、何をもって市の事業の成果とするのかももう少し議論いただきたい旨、付け加えます。

有効性 17.5 必要性 18.7 妥当性 15.6 効率性 15.0

[今回評価予定施策の評価が全て終了。その他特になし。]

[次回連絡事項を伝達]

【閉 会】

会 議 録 の 確 定	
委員長署名	大 橋 松 行

平成 28 年度 第 3 回彦根市行政評価委員会 出席委員

(50 音順)

氏 名	備 考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
大橋 松行 (おおはし まつゆき)	滋賀県立大学 教授
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
松田 有加 (まつだ ゆか)	滋賀大学 准教授
宗野 隆俊 (むねの たかとし)	滋賀大学 教授
森 雄二郎 (もり ゆうじろう)	聖泉大学 講師